

平成 26 年 12 月 25 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長
林 朝則
(コード番号 6839 東証第一部)
問 合 せ 先 代表取締役 執行役員
経営企画本部長
前田 哲宏
(T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

PHILIPS との仲裁に関するお知らせ（開示事項の経過）

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下「当社」といいます。）と Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）との間のすでに公表しております係争中の仲裁につきまして、平成 26 年 12 月 24 日に受領した PHILIPS の反論書面において、PHILIPS からの損害賠償請求金額の変更がありましたのでお知らせ致します。

記

1. PHILIPS による損害賠償請求の金額

189.6 百万ユーロ（約 277 億円相当、1 ユーロ＝146 円換算、平成 26 年 5 月 20 日に PHILIPS から提示されました 171.8 百万ユーロからの変更後の金額）、法定利息及び仲裁費用

2. 今後の見通し

PHILIPS による損害賠償請求の申立金額は、PHILIPS 独自のかつ偏った見解に基づくもので仲裁手続きの中で正当と判断されたものではなく、当社としてはかかる申立金額のみならず PHILIPS の請求全体について到底受け入れられるものではありません。今後の当社の反論書面において当該請求に対する反論を行っていく所存です。

なお、当社は平成 26 年 10 月 2 日に公表しておりますとおり、PHILIPS に対して反対請求に係る損害賠償請求金額として 312.3 百万ユーロ（約 431 億円相当、2014 年 10 月 2 日時点のレート 1 ユーロ＝138 円換算）を提示しております。

本件に関して今後新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上